

鳥取県告示第六百六十四号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条の規定に基づき、
鳥取市城南団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第二
項の規定により次のように告示する。

告

示

登録番号 登録年月日 氏名 称住
米振第二〇〇号 昭四一、一一、七 河上 正信 シャローム 大山 西伯郡大山町大山三六番地一五 住所に同じ。

鳥取県告示第六百六十四号

昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石破二朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取市城南団地土地区画整理事業

朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に當るときは、
たる翌日)

鳥取県告示第六百六十二号
教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定
に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一
項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石破二朗

朗

免許状の種類番号 氏名 本籍地
高等学校教諭二級普通免許状 昭四一高二普第六号 浜田三代子 鳥取県

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石破二朗

二 土地区画整理事業の名称

朗

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条の規定に基づき、
鳥取市城南団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第二
項の規定により次のように告示する。

二 施行地区に含まれる地域の名称

鳥取市田島

三 事務所の所在地

鳥取市江崎町一番地

四 施行認可の年月日

昭和四十一年十一月二十五日

五 施行者の名称および事務所の所在地

鳥取県住宅供給公社

六 事業年度

昭和四十一年度

七 公告の方法

鳥取市江崎町一番地 鳥取県住宅供給公社(旧鳥取土木出張所跡)前
に掲示する。

鳥取県告示第六百六十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十一月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において総覽に供する。
昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百六十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十一月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において総覽に供する。
昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石破二朗

て実施する。

昭和四十一年十二月二日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

昭和四十二年度鳥取県立倉吉農業高等学校入学者選抜実施要項

一 募集生徒数

募集生徒数は、次の表のとおりとする。

課	程	学	科	科	科	科	定員										
全 日 制 課 程		農	業	學	科	農	林	科	四	十	人	四	十	人	四	十	人

二 出願資格

中学校を卒業した者(昭和四十二年三月卒業見込みの者を含む。)のうち、現に鳥取県に住所を有する者の子弟(男子)で学業成績が良好

(中学校の第一学年、第二学年及び第三学年(卒業見込みの者にあつては第一学期)の全教科の評定の平均が、それぞれ三・〇以上)で、農業高等学校卒業後は農業を自営する意志が強固である者

三 市町村の推せん手続

自立経営農家後継者の中核となるべき者を計画的に養成するため、市町村長は次の手続によつて推せん者を決定するものとする。

- 1 市町村の推せんを受けようとする入学志願者(農業後継者養成奨学資金の給付を希望しない者を含む。)の在学(卒業)する中学校長(以下「出身中学校長」という。)は市町村推せん願書に学習成績等の証明書及び所定の家庭状況調査書を添えて、市町村長に提出す

鳥取告示第六百六十七号
昭和四十二年十二月二日

鳥取県知事 石破二朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

昭和四十二年度鳥取県立倉吉農業高等学校(全寮制)の全日制課程農業学科(生活科を除く。)の第一学年に入学する者の選抜を次の要項によつ

2 市町村長は、当該市町村の農業後継者養成奨学資金給付条例に規定する農業後継者養成奨学生選考委員会の議を経て推せん者を決定する。

3 市町村長は、推せん者を決定したときは、五の1の出願期間内に市町村長の推せん書を倉吉農業高等学校（以下「高等学校校長」といいう。）に提出しなければならない。

4 市町村長の推せんできる者の数は、各市町村の農業の将来計画、入学希望者数等を勘案し、鳥取県教育委員会が市町村と協議して別に定める数の二倍以内を原則とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、所定の入学志願書に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙をはりつけ（消印してはならない。）、出身中学校長に提出しなければならない。

2 出身中学校長は、五の1の出願期間内に、出願に必要な所定の書類を高等学校長に提出しなければならない。

五 出願期間及び受付場所

1 出願期間
持参する場合 昭和四十一年十二月十二日から昭和四十一年十二月二十二日十二時まで

郵送する場合 昭和四十一年十二月二十日までの消印のあるものに限る。

六 受付場所

鳥取県立倉吉農業高等学校

七 学力検査の当日、健康診断及び機能検査を実施する。

1 期日 昭和四十二年一月二十四日十二時

2 場所 鳥取県立倉吉農業高等学校

1 学力検査及び健康診断

ア 入学志願者は、選抜のための学力検査及び健康診断を受けなければならない。

イ 学力検査の日時、場所及び時間割
昭和四十二年一月七日倉吉農業高等学校において次の時間割によつて実施する。

作文 十一時十分から十二時まで

ウ 健康診断

学力検査の当日、健康診断及び機能検査を実施する。

2 面接

入学志願者は、次により選抜のための面接を受けなければならぬ。

地 区	期	日	場 所
東 部 地 区	昭和四十二年一月十七日		鳥 取 県 庁
中 部 地 区	昭和四十二年一月二十九日		倉 吉 農 業 高 等 学 校
西 部 地 区	昭和四十二年一月十八日		鳥 取 県 西 部 総 合 事 務 所

八 入学者の選抜方法

高等学校長は、出身中学校長から提出された調査書、家庭営農状況調査書及び市町村長の推せんを受けた者については市町村長の推せん書並びに学力検査成績、健康診断、面接等を資料とし、市町村ごとの後継者の必要数を勘案して選抜を行なう。

九 その他の要項

1 一度受理した入学志願書及び入学選抜手数料は返さない。

2 入学志願書及び調査書の用紙等は、東部地区にあつては教職員課で、中部、西部地区にあつては、それぞれ中、西部教育事務所で受け取ること。

三 出願手続

1 高等学校の定時制課程に在籍している者

2 学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）第六十三条各号の一に該当する者

四 出願手続

1 入学志願書（用紙は募集高等学校に準備している。）

2 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書又は学力を証する書類

3 高等学校を中途退学した者は、1及び2の書類のほかにその高等学

校長の発行する修得単位証明書

4 高等学校定時制課程に在籍している者は、1の書類及びその高等学

校長の発行する修得単位証明書

5 入学選抜の方法

1 入学志願者が募集定員をこえた場合は、各募集高等学校において出願書類を審査して入学許可者を決定する。

2 入学許可者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。

六 注意事項

1 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者（昭和四十一年三月卒業見込みの者を含む。）

2 出願資格

高 等 学 校 名	所 在 地	募 集 生 徒 数
鳥取西高等学校	鳥取市東町一丁目一二番地	約 100人
米子東高等学校	米子市勝田町三〇七番地	約 100人

鳥取県教育委員会告示第三十三号

昭和四十二年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

昭和四十一年十二月二日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

募集学校及び募集生徒数

1 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者（昭和四十一年三月卒業見込みの者を含む。）

1 提出された書類及び入学科は返さない。

2 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。

る郵送の場合において返信を必要とするものは、十五円切手をはり、
あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

七 参考事項

1 通信制課程の教育方法は次のとおりである。

(一) リポート(報告課題)

担当の教員が出席したりポートに解答を記入して提出し添削、採点をうける。

(二) スクーリング(面接指導)

学校に登校して直接授業を受けることであり、毎月二回(日曜日を充てる。)行なう。

(三) 試験

中間試験及び終末試験を行なう。

四 卒業資格を得るには、(一)、(二)及び(三)により必修科目を含む八十五単位以上を修得するとともに、学校が定める五十時間以上の特別教育活動に出席しなければならない。

2 通信制課程で履習できる科目は、次のとおりである。

- | | | | | |
|----------|----------|---------|-----------|------------|
| (1) 現代国語 | (2) 古典乙 | (3) 古典乙 | (4) 倫理・社会 | (5) 政治 |
| (6) 日本史 | (7) 世界史B | (8) 地理B | (9) 数学I | (10) 数学I-A |
| 数学I | 生物 | 化学A | 物理A | 地学 |
| 音楽I | 音楽I | 美術I | 美術I | 書道I |
| 英語 | 英語A | 家庭一般 | 被服 | 食物 |
| | | 勿被服 | 食物 | 保育 |
| | | | 家庭經營 | |

昭和41年4月15日第三種郵便物認可

免行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

〔定期一冊一箇月三百円(税料を含む。)〕

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌
日が休日は、
当たる翌
日を除く)

目 次

◇告示

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収等の事務の委託
土地改良事業の認可

◇正誤
昭和四十一年鳥取県工業統計調査要綱
昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十一号中訂正
昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十三号中訂正

告示

鳥取県告示第六百六十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事

石破

二

朗

鳥取県告示第六百七十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収及び収納の事務を、鳥取県対ガソ協会会長三浦百重に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事

石破

二

朗

鳥取県告示第六百七十一号

昭和四十一年十一月一日付けで氣高郡青谷町から申請のあつた土地改良(農道)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事

石破

二

朗

鳥取県知事

石破

二

朗

01児童心理 02農業一般 03農業経営 04商業一般 05商業簿記 06
計算実務 07統計調査

四 異議の申出

鳥取県告示第六百七十二号

土地改良事業計画書及び条例の写し

二

縦覧に供する期間

昭和四十一年十二月六日から二十日間

三

縦覧に供する場所

青谷町役場